

商工会だより

VOL. 60 令和3年7月発行

商工会本所 TEL:2-1157・FAX:2-5984
都万支所 TEL:6-2074・FAX:6-2001

会員数: 583 名 (令和3年6月24日現在)

島根県最低賃金
令和2年10月1日適用

792円



隠岐の島町商工会ロゴマーク

商工会のホームページ <http://oki.shoko-shimane.or.jp/>

隠岐の島町商工会

検索



商工会休日緊急連絡用携帯電話:080-2946-1898

★新会員を紹介します。(令和3年6月理事会承認時点)★

事業所名	代表者名	住所	業種
ホテルMIYABI	藤田 慧一郎	東郷	宿泊業
サンサンOKI合同会社	山根 豊伸	城北町	不動産仲介業
Farmers Nature	東 貴一郎	郡	小売業
長野商店	長野 正俊	有木	小売業
(有)釣りキング	海道 明	平	小売業
酔仙	坂本 忠司	西町	飲食業

令和3年度 ECセミナー

全国連は、全国の商工会の支援事業者の課題に合わせて、セミナーをオンライン形式で、年間をとおして開催しています。詳しくは、別紙チラシ等をご覧ください。



ECセミナーの情報は
←こちらのQRコードを読み取り
ください。

新型コロナウイルス感染予防対策を心掛けましょう!

隠岐の島町長から、町の行政に携わるものとして、島民の皆さまに3つのお願い。

- ①マスクの着用、手洗の徹底、咳エチケット、換気の徹底、検温などによる健康管理
- ②感染拡大地域への往来は極力控える、旅行者、帰省者の皆さまは、来島後の発熱及び感染対策の自己管理
- ③正確な情報を把握し、落ち着いた行動をする



隠岐の島町の新型コロナウイルス情報は
←こちらのQRコードを読み取り
ください。

小規模企業共済

制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

退職金の準備は
中小規模が
お手頃です



新型コロナウイルス感染症に関する

経営相談窓口

食品衛生法が改正!!

食品衛生法は、飲食による健康被害の発生を防止する法律です。

平成30年に改正を行いました。

経過措置等の期間が終了し、令和3年6月1日から完全施行となりました。

- ◎HACCPに沿った衛生管理
- ◎営業許可制度の見直しと営業届出制度の創設
- ◎食品等のリコール情報の報告と義務化



食品衛生法の情報は
こちらのQRコードを
読み取りください。



★★★ お店、事業所の方へ ★★★

商工会ホームページ「[新型コロナウイルス対策ガイドライン](#)」のページに、業種別のガイドライン、およびガイドラインチェックリストを載せています。チェックリストの申請は随時受付ますので、該当のガイドラインおよびチェックリストをダウンロードしてお使いください。手洗い、消毒、3密の回避、マスク着用、発熱や風邪様症状の方の入店ご遠慮のお願いなどのステッカーを用意しています。無料配付します。

2022年4月から、女性活躍推進法 改正に基づき、
一般事業主行動計画の策定・届出等が

101人以上の 中小企業も義務化になります。



ひと、くらし、あいのために
厚生労働省・都道府県労働局

子育てしやすい 職場づくりに取り組む 企業を応援します

島根創生
SHIMANE SOUSEI



事業者の
皆様へ

出産後の職場 復帰に取り組む 企業を応援します

子育てしやすい職場づくり奨励金

対象事業者 島根県内に本社(または主たる事業所)がある中小・小規模事業者等
(社会福祉法人、医療法人、NPO法人、個人事業主なども対象です)
対象事業所 常勤労働者数50人未満の、島根県内の事業所(本支店、営業所等)

出産後職場復帰奨励金

奨励金 **10万円** [1制度導入]
上限20万円

支給要件
次のア・イの制度を令和2年4月1日以降に導入し、
令和3年度内に一定の利用実績があること
ア 時間単位の有給休暇制度
(対象)18才までの子どもがいる労働者 (実績)対象者1名が合計8時間取得
イ 短時間勤務制度(3歳未満を除く)
【代替制度:フレックスタイム制度、始業終業時刻の繰上げ繰下げ】
(対象)3才以上 小学6年以下の子どもがいる労働者 (実績)対象者1名が合計20日間利用
※令和2年度中に制度を導入済みの事業所は、
令和4年3月31日までに申請されると、20万円/1制度となります。
※奨励金の用途に定めはありませんので、就業規則作成費用などにも
使っていただくことができます。

【令和2年4月1日以降に産前休業を開始した場合】
労働者30人未満の事業所、かつ
初めて本奨励金を申請する事業所の場合

20万円/人

左記以外の常勤労働者
50人未満の事業所

10万円/人

支給要件
・育児休業を3ヶ月以上取得し、職場復帰した労働者を3ヶ月以上雇用していること
・労働者の育児休業の取得について就業規則等に明文化されていること
・労働者の育児休業取得や出産後の職場復帰、子育てに関する支援に今後も取り組むこと

【令和2年3月31日までに産前休業を開始した場合】

育児休業17か月以上

育児休業3か月以上
17か月未満

育児休業3か月未満
または産休のみ

40万円/人

20万円/人

10万円/人

支給要件
・産前産後休業または育児休業を取得し、職場復帰した労働者を3ヶ月以上雇用していること
・労働者の育児休業の取得について就業規則等に明文化されていること
・労働者の育児休業取得や出産後の職場復帰、子育てに関する支援に今後も取り組むこと

詳しい内容・申請方法は、お近くの商工会までお問い合わせください

島根県商工会連合会本所 TEL 0852-21-0651

島根県商工会連合会石見事務所 TEL 0855-22-3590

令和3年度 ふるさとにぎわい事業 夏まつり について

令和3年度「ふるさとにぎわい事業 夏まつり」について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、町民の皆さまの健康と安全確保を最優先に考え「夏まつりは中止」といたしました。

但し、今年度は新型コロナウイルス感染症の鎮静化の状況等をみながら、秋ごろに規模等の形を変え「にぎわい事業」として開催する方向で検討しています。

事業再構築補助金

第2回公募は7月2日
公募締切しましたが

あなたの
挑戦の力になる

令和3年度内にさらに2回の公募が実施される予定です。ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するため、中小企業等を対象に、**新分野展開、業務転換、事業・業種転換**など思い切った事業再構築を支援するための補助金です。

小規模事業者持続化補助金

令和3年度第6回公募締切
令和3年10月1日

あなたの
挑戦の力になる

現在、申請受付中 ※詳細は「島根県商工会の特設ホームページ」に掲載しています。ご覧ください。

申請には計画書等が必要です。
お早めに商工会まで相談ください。

島根県 令和元年度補正予算持続化補助金

検索